

社債の価格情報インフラの整備等について（案）

平成 24 年 3 月 12 日

I. 社債の取引情報の報告及び公表

社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することにより、社債市場を活性化するため、米国・EU・韓国等の取組を参考に、次のとおり、社債の取引情報の報告を求め、公表に向けた取組を進める。

1. 社債の取引情報の報告

日本証券業協会（以下「日証協」という。）は、社債の取引情報の公表事務、社債の取引状況の分析及び公社債店頭売買参考統計値の信頼性向上等に活用するため、証券会社に対し、次により社債の取引情報の報告を求める。

(1) 報告対象取引・報告方法

- ① 証券会社は、当日に約定があった社債の取引について、日証協にその約定内容の報告を行う。
- ② 上記①の報告に当って、証券保管振替機構（以下「ほふり」という。）の決済照合システムにより約定照合が行われた社債の取引については、ほふりから日証協への報告により行う。

(2) 報告内容（注）

銘柄名（ISIN 銘柄コード）、約定年月日、決済年月日、約定単価及び取引数量（額面金額ベース）、対顧客取引・業者間取引の別、課税玉・非課税玉の別

（注）ほふりへの約定照合内容とする。

(3) 実施の時期

ほふりから日証協への報告システムの整備次第、実施する（下記 2 の(4)参照）。

2. 社債の取引情報の公表

日証協は、上記 1 により証券会社から報告があった社債の取引情報について、次により公表を行う。ただし、社債の取引情報の公表が社債の流動性に与える影響等を考慮し、(1)の公表対象銘柄、(3)の公表方法及び公表日については、当面の間、当該各項目に掲げる公表対象銘柄、公表方法及び公表日とする。

(1) 公表対象銘柄

上記1により証券会社から報告があった全銘柄とする。

【当面の間の措置】

次の銘柄とする。

- ① 発行総額 500 億円以上の銘柄
- ② 一以上の格付機関から A 以上の格付を取得している銘柄
- ③ 過去の取引金額等が一定以上ある銘柄

(2) 公表内容

約定年月日、銘柄コード、銘柄名、償還期日、表面利率、取引数量（額面金額ベース）及び約定単価

(3) 公表方法及び公表日

取引数量（額面金額ベース）10 億円以上、5 億円以上 10 億円未満、1 億円以上 5 億円未満、1 億円未満の 4 つに区分し、当該区分ごとに、取引日の当日、日証協ホームページに掲載すること等により公表する。

【当面の間の措置】

取引数量（額面金額ベース）5 億円以上、5 億円未満の 2 つに区分し、当該区分ごとに、取引日の翌日に、公社債店頭売買参考統計値と併せて、日証協ホームページに掲載すること等により公表する。

(4) 実施の時期等

- ① 日証協は、ほふりにおいて平成 26 年 1 月に次期システムのリプレースが予定されていることから、同リプレースの状況を踏まえ必要なシステム整備を行い、同次期システムの稼働後に社債の取引情報を公表、実施する。
- ② 日証協は、公表実施後、市場関係者との間で、定期的に社債の取引情報の公表が社債の流動性に与える影響等について検証し、必要に応じて公表対象銘柄、公表方法及び公表日等について見直しを行う。

II. 社債のレポ市場の整備その他社債の流通市場の活性化を図るための措置

上記 I の社債の取引情報の報告及び公表と併せて、社債の流通市場の活性化を図るため、日証協、ほふり、市場関係者は、次の事項について、同時並行的に検討を行い、必要な制度整備を進める。

1. 社債レポ市場の整備及び決済・清算システムの機能拡充

- (1) 社債レポ市場の整備及び決済・清算システムの機能拡充に向けて、日証協において市場参加者等との勉強会（社債の決済・清算システムの機能拡充及び社債レポ市場の整備に関する勉強会）が設置され、平成 24 年 2 月、報告書「社債の決済・清算システムの機能拡充及び社債レポ市場の整備に関する勉強会における意見交換について」（以下「社債レポ市場整備等報告書」という。）が取りまとめられた。
- (2) 社債レポ市場整備等報告書では、具体的な検討課題が整理され、その検討・整備の方向性が示され、本部会において議論を行った。

1-1 社債レポ市場の整備

- (1) 社債レポ市場の整備に向けて、社債レポ市場整備等報告書に基づき、次のレポ・レンディングサービスについて、段階的に検討、実施に移す。
 - ① 証券貸借仲介サービス
 - ② 証券貸借サービス
 - ③ 担保管理サービス
 - ④ 清算機関による借入れ
- (2) 上記の検討、実施に当っては、①の証券貸借仲介サービスから実施に向けた具体的な検討を行い、引き続き、②の証券貸借サービス及び③の担保管理サービスについて同時並行的に検討を進める。また、④の清算機関による借入れについては、次の 1-2 の決済・清算システムの機能拡充と合せて検討を行う。

1-2 決済・清算システムの機能拡充

- (1) 社債の決済・清算システムの機能拡充について、社債レポ市場整備等報告書において、次の具体的な課題が整理され、方向性が示された。
 - ① 新しい清算スキーム（グロス＝ネット型 DVP 又はグロス＝ネット型）の導入（清算機関が設置された場合）
 - ② 現行のグロス＝グロス型 DVP 決済の発展形

(2) 上記課題及び決済・清算システムの機能拡充・配置について、市場関係者及び関係するインフラ機関がコンセンサスを図りつつ、今後の社債の発行・流通規模及び清算機関設置のニーズの拡大及び清算機関の設置・運営等に係るコスト負担を見極めながら、段階的・発展的に検討、整備を進める必要がある。

2. 社債の追加発行（銘柄統合）

社債の追加発行（銘柄統合）は、社債の発行規模の拡大、流動性の向上に寄与するものであり、日証協、ほふり及び口座管理機関等において、発行会社及び投資家のニーズ等を踏まえ、その実現に向けての検討、システム変更その他必要なインフラ整備を進める。

3. 社債の取引単位の引下げ

- (1) 現状、多くの社債が機関投資家向け社債で、その額面金額が1億円以上となっていることから、社債市場が機関投資家向けと個人投資家向けに分断されているとの指摘がある。
- (2) 社債の取引単位の引下げが行われれば、流通市場における取引ロットの選択肢が広がり、より多くの多様な投資家の参加が見込まれる。
- (3) 今後の社債管理者のあり方の検討、整備状況等を踏まえ、社債の取引単位の引下げに向けた具体的な検討を行う。

以 上